10　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報
11　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
12　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月二十七日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　谷崎泰明

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　ユリ・タムリン閣下

付表

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|
| 事業計画名 | 供与限度額 | 利子率（パーセント） | 償還期間 | 支出期間（借款契約の発効の日の後） |
| 1　ジャカルタ都市高速鉄道東西線計画（調査・設計等のための役務）（フェーズ1） | 十九億千九百万円 | 〇・〇一 | 七年の据置期間を含む六年 | 七年 |
| | | コンサルタントに対する支払部分 | | |
| 2　ジャワ・スマトラ連系送電線計画（第二期） | 六百二十九億千四百万円 | 一・四 | 七年の据置期間を含む十八年 | 七年 |
| 3　ジャカルタ都市高速鉄道計画（第二期） | 七百五十二億千八百万円 | 〇・一 | 十年の据置期間を含む三十年 | 六年 |
| | | 〇・〇一 | | |
| | | コンサルタントに対する支払部分 | | |

総　額
千四百億五千百万円

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月二十七日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　ユリ・タムリン

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　谷崎泰明閣下

## ○外務省告示第四百三十六号

平成二十七年十一月二十七日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十七年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百九十九億八千百万円（一九、九八一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、チェンナイ地下鉄建設計画（第四期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。